

社会福祉法人つばめ会 役員等報酬規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人つばめ会（以下本法人という）の役員及び評議員等の費用弁償及び報酬に関する基準について定めるものである。

（目 的）

第2条 この規定は本法人の役員会（理事会・監事監査）における役員の職務上の報酬支給及び費用弁償をすることにより、その責務を明確にすることを目的とする。

（役員交通費）

第3条 役員会（理事会・監事監査）に出席した役員に対し交通費 1000 円を支給する。また職務上の出張の場合、実費交通費を本法人が負担する。公共交通機関を使用する場合は普通席料金同等を基準とする。

（報 酬）

第4条 役員については原則無報酬とする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（会議に必要な費用）

第5条 会議に室料及び備品の借用が必要な場合、本法人が負担する。

（研修会などの出張費等）

第6条 職務上出張が必要な場合、参加費は本法人が負担するものとする。また宿泊及び食事が必要となる場合は、社会通念上の範囲内で本法人が負担する。

（実施規定）

第7条 この規定に定めのない事項について急を要する場合は、理事長が当該役員と協議の上、状況に応じて対応し理事会に報告するものとする。

（改定）

第8条 この規定の改正は理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。